

## 資料2

### 建設候補地評価基準 (案)

令和7年10月 見直し

中津川・恵那広域行政推進協議会



## 目次

1. 広域ごみ処理施設建設候補地選定の経緯.....	1
2. 選定の概要.....	1
(1) 選定手法.....	1
(2) 選定の流れ .....	1
3. 評価項目・選定基準 .....	3
(1) 1次評価.....	3
(2) 2次評価.....	3
(3) 3次評価.....	3



## 1. 広域ごみ処理施設建設候補地選定の経緯

中津川市と恵那市（以下、「両市」という。）は、令和4年3月28日、「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結し、ごみ処理の広域化を図る協議を始めました。

基本合意書締結後は、環境部会を令和4年度に10回、令和5年度に14回開催し、広域ごみ処理施設の建設に向け、両市で協議を進めてきました。令和6年7月には「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会」（以下、「検討委員会」という）を設置して建設候補地の検討を開始し、令和6年9月に開催された第2回検討委員会において、建設候補地を公募することに決定しました。

その後、令和7年4月から7月末まで建設候補地の公募を行いましたが、両市とも応募がなかったため、両市民や地権者等から広く情報提供を受け付けることとしました。

## 2. 選定の概要

### （1）選定手法

建設候補地の選定は、情報提供のあった土地（以下、「情報提供地」という。）の中から適合性を考慮して比較評価を行います。

評価にあたっては、項目ごとの点数化と特記事項（表4参照）の内容を併せて評価し、適地と判断された土地地域を建設優先候補地とし、その中から最終候補地とを決定します。

### （2）選定の流れ

建設候補地の選定の流れは、表1及び図1に示すとおりです。

情報提供地について、1次評価として土地条件の適合を確認します。適合していることが確認できた場合、情報提供地は、2次評価として土地利用の可否の評価を行います。

2次評価（土地利用）が可能であることが確認できた情報提供地は、3次評価として候補地を比較し重み付け評価を行います。

1次評価「土地条件の適合」及び2次評価「情報提供地のネガティブチェック（土地利用の可否）」は事務局で評価を行います。

3次評価「広域処理を考慮した絞り込み（重み付け）」は、検討委員会で評価を行い、適地と判断された土地を建設優先候補地として決定します。

表1 候補地選定の流れ

評価	評価内容	対応
1次評価	土地条件の確認 ・情報提供条件に適合しているか	事務局
2次評価	情報提供地のネガティブチェック（土地利用の可否） ・建設可能な土地であるか	事務局
3次評価	広域処理を考慮した絞り込み（重み付け） ・広域化の視点 ・土地利用 ・環境保全 ・防災性 ・インフラ ・特記事項	検討委員会

】表4参考

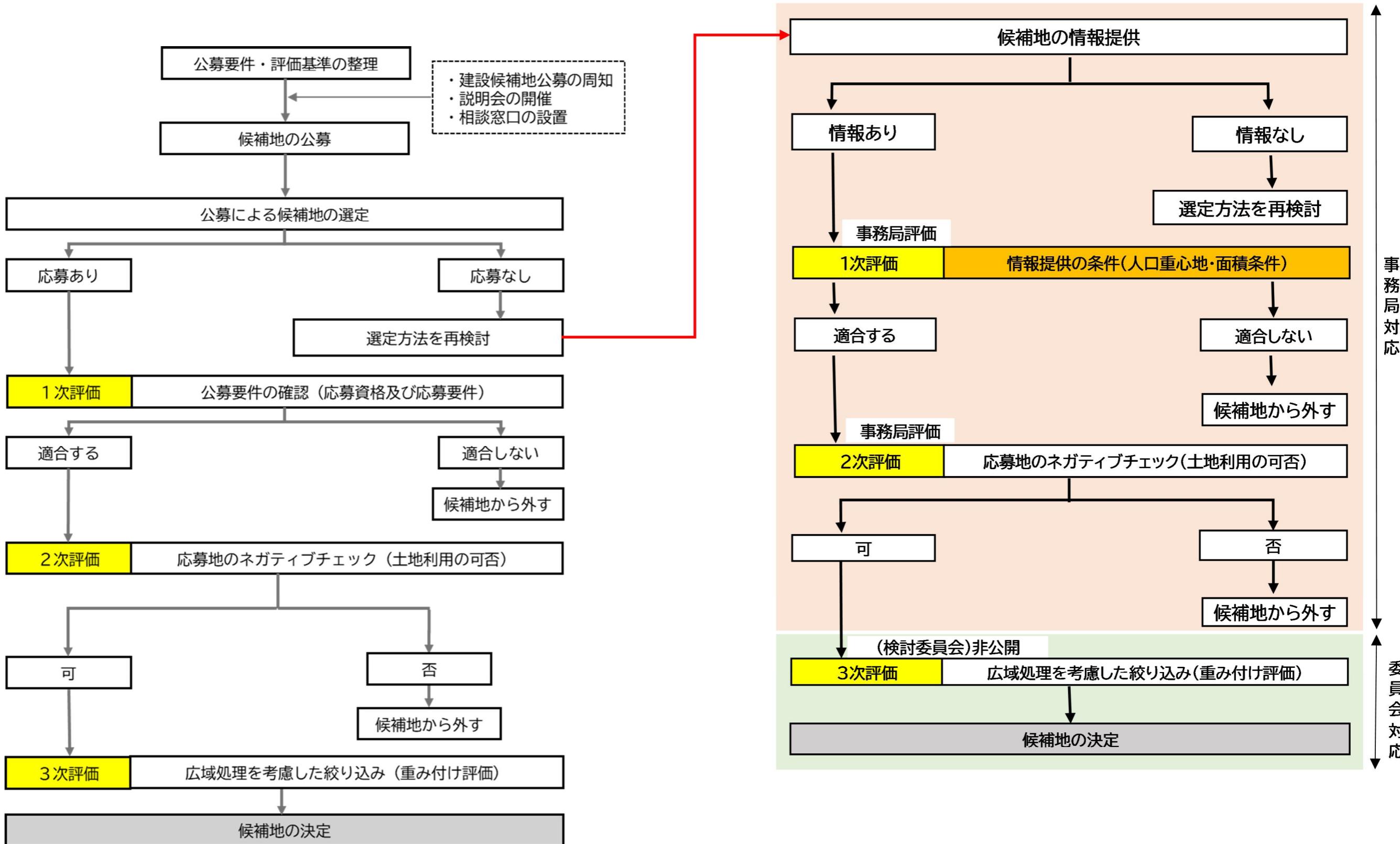


図1 建設候補地選定手順

### 3.評価項目・選定基準

#### (1) 1次評価（土地条件の適合確認）

評価については、土地条件を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」となり、すべて満たしている場合は、2次評価へ進みます。

表2 1次評価内容（案）

要件	評価内容	評価方法
土地条件	概ね2ha(20,000m <sup>2</sup> )以上の用地を確保できること。	○：満たしている ×：満たしていない
	両市の人口重心地から概ね10kmの範囲内の土地であること。	○：満たしている ×：満たしていない

#### (2) 2次評価（土地利用、環境保全や災害防止に関する法令等及び土地利用可能性の確認）

判定基準は表3に示すとおりで、事務局により確認を行います。

表3 2次評価内容（案）

資格判定項目		資格判定基準
土地利用	都市計画との整合	他の公共事業の計画地に該当しないこと。該当していた場合に、対策工事や手続等により整備が可能であること。
	法規制等	河川法、農地法、景観形成推進区域、農業振興地域の対象地域に該当していないこと。該当していた場合に、対策工事や手続等により規制解除が可能であること。
	造成空間の確保	構造物等の支障物がないこと。支障物がある場合、回避若しくは除去できること。
	アクセス道路の確保	2車線（幅員7m）以上のアクセス道路が確保できること。
環境保全	法規制	自然公園区域、都市公園・緑地、国有林・保安林、緑地保全区域、鳥獣保護区、史跡・名勝等の法規制区域に指定されていないこと。指定されていた場合に、対策工事や手続等により規制解除が可能であること。
	希少動植物の存在	既存資料等より候補地内に希少な動植物の営巣及び植生が確認されないこと。
災害防止	法規制	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂・地震災害警戒区域（イエローノン）、災害危険区域、災害関連法の指定区域等の法規制区域に指定されていないこと。指定されていた場合に、対策工事や手続等により規制解除が可能であること。
	活断層の有無	活断層上に該当しないこと。該当する場合は活断層の直上を除き、有効敷地面積を確保できること。

#### (3) 3次評価（重み付け）

重み付けは、表4により点数化して行います。評価項目は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」（全国都市清掃会議）や他都市事例の評価項目を参考としつつ、[地域の合意形成や広](#)

| 域化の視点の項目や特記事項を重点として比較評価します。

表4 3次評価内容（案）

No	評価項目	評価指標	評価基準	評価方法	小項目配点	大項目配点	補正
1	広域化の視点	1-1 収集運搬の効率性	両市の人口分布の重心からの距離	両市の人口分布の重心からの距離が最も短い候補地を満点（10点）とし、その他は比例配点（当該候補地の人口重心からの距離）/（人口重心からの距離が最も短い候補地の距離）	比例配点	10点	20点 (40/20)
		1-2 面積	有効面積	2.0ha以上 1.2ha以上～2.0ha未満	10点 5点	10点	
2	土地利用	2-1 地質	地盤改良等、特殊基礎工事の必要性	地盤改良・特殊基礎工事の必要がない	5点	5点	5点 (5/10)
				用地面積の半分未満が地盤改良・特殊基礎工事必要	3点		
				用地面積の半分以上が地盤改良・特殊基礎工事必要	1点		
2	土地利用	2-2 造成	敷地造成の必要性	用地造成の必要がない。	5点	5点	5点 (5/10)
				用地面積の半分未満が用地造成必要	3点		
				用地面積の半分以上が用地造成必要	1点		
3	環境保全	3-1 水源・湧水	水源地所在の有無及びその距離 (候補地から500m以内)	水源地数が最も少ない候補地を満点（5点）とし、その他は比例配点（満点（5点）×最も少ない水源地数／当該地の水源地数）	比例配点	5点	10点 (5/10)
		3-2 周辺地域住宅・事業所数	敷地境界から直線距離100m以内の住宅・教育施設・医療福祉施設※の数	住宅・施設数が最も少ない候補地を満点（5点）とし、その他は比例配点（満点（5点）×最も少ない住宅・施設数／当該地の住宅・施設数）	比例配点	5点	
4	防災性	4-1 地震対策	地震時における、斜面崩壊、地すべり、液状化対策	災害対策の必要がない	10点	10点	5点 (5/15)
				用地面積の半分未満が災害対策必要	5点		
				用地面積の半分以上が災害対策必要	1点		
4	防災性	4-2 エネルギー需要施設の有無	エネルギー（熱・電気）需要施設数、需要先までの距離	隣接地にエネルギー需要施設がある	5点	5点	5点 (5/15)
				1km圏内にエネルギーの需要施設がある	3点		
				1km圏内にエネルギーの需要施設がない	1点		
5	インフラ	5-1 幹線道路	周辺道路の整備状況	幹線道路（2車線 幅員7m以上）からの道路延長距離が100m以内	5点	5点	5点 (5/15)
				幹線道路（2車線 幅員7m以上）からの道路延長距離が100～800m以内	3点		
				幹線道路（2車線 幅員7m以上）からの道路延長距離が800m以上	1点		
5	インフラ	5-2 上水道	上水道の敷設状況	上水道が敷地境界付近にある	5点	5点	5点 (5/15)
				上水道が敷地境界付近にない	1点		
				高圧用電線が敷地境界付近にある	5点		
5	インフラ	5-3 高圧受電	高圧電線の敷設状況	高圧用電線が敷地境界付近にない	1点	5点	5点 (5/15)
				合計	70点		
					70点		
特記事項		情報提供者からの情報（地権者や当該地区の状況等）				-	-

※：幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・養護学校・高専・専修学校、病院・診療所（入院施設を有するもの）、保育所、児童館、子育てセンター、福祉センター、図書館、高齢者養護施設、障害者支援施設